税の申告、準備はOKですか？

フローチャートで確認しよう！

税の申告時期になりました。令和５年中の所得情報は、令和６年度の税の算定や、福祉関係のサービスを利用するためなどの基礎資料になります。税の申告が必要か確認しましょう。

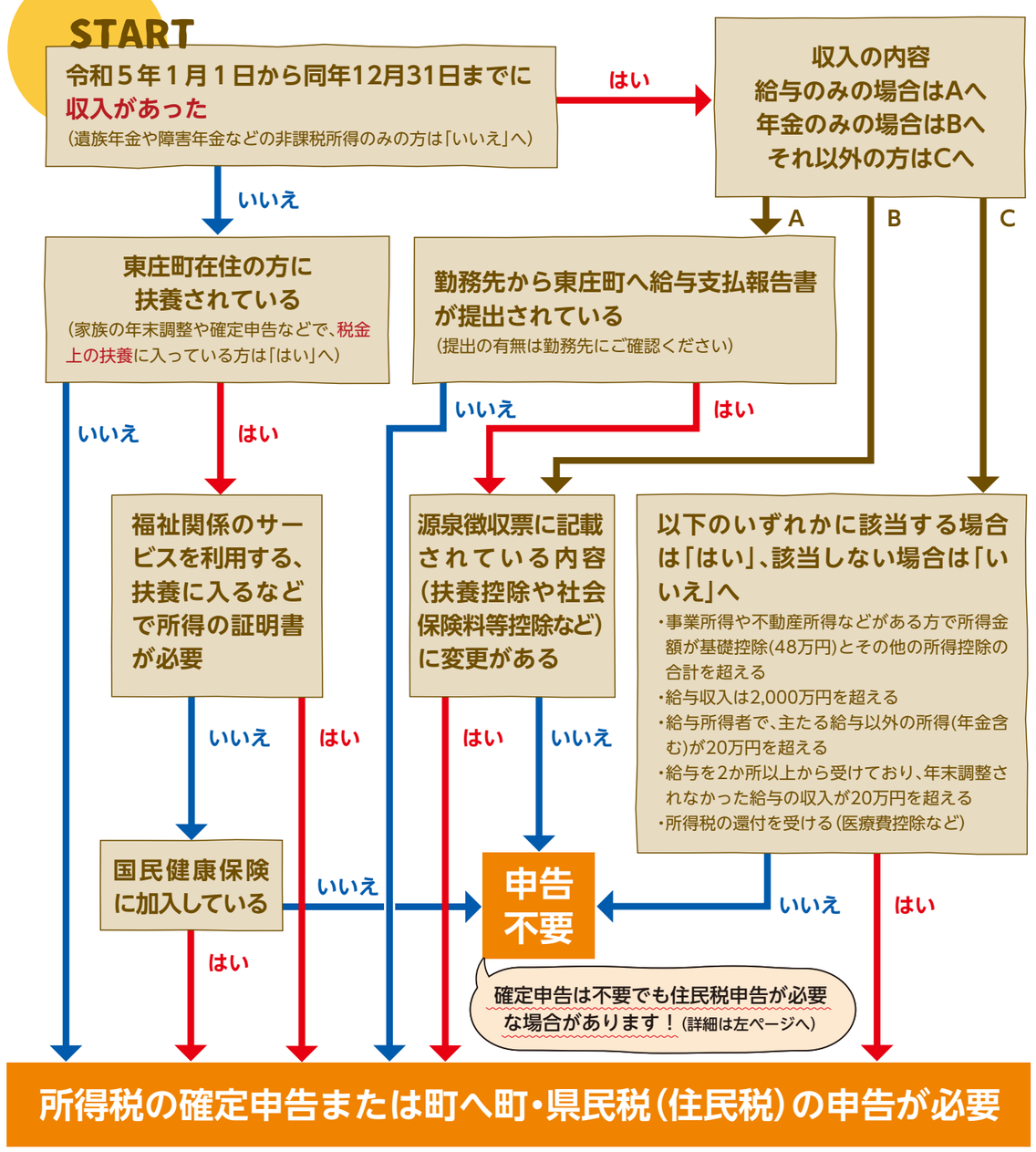

フローチャートで **申告不要** となったあなたもちょっとまって！

確定申告が不要でも住民税申告が必要な場合があります！

会社員で、給料は年末調整済です。実は**フリマアプリで19万円の所得**（売上-必要経費）がありました。

年金暮らしです。田んぼを貸していて、**年貢として米５俵を納めてもらっています。**

こういった場合は **住民税を申告しましょう！**（上記は一例です。）

給与以外の所得が20万円以下だった方は、確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。また、無収入の方も申告が必要です。

町では、申告の必要があると思われる方と、平成16年４月２日～平成17年４月１日生まれの方へ、２月中旬に住民税申告書を送付します。

町役場内で申告相談会場を開設します

申告相談は、**事前予約制（先着順）**です。町民ホールに受付簿を設置しますので、申告される方全員分のお名前を記入してください。なお、電話予約はできません。

予約開始　２月８日（木）８：30～
日　　程　２月16日（金）～３月15日（金）
時　　間　９：00～12：00　13：00～17：00
※16：00までにお越しください
会　　場　役場１階　町民ホール

●町の申告相談で受けられないもの
①青色申告　②配当
③譲渡（土地・建物・株式）※公共事業用地を譲渡した場合のみ町でも受け付けます（白色に限る）。

●申告相談に必要なもの
①収入や必要経費がわかるもの
源泉徴収票、収支明細書、帳簿、計算書など
②各種控除の内容がわかるもの
生命保険料・地震保険料等の控除証明書など
③申告者名義の通帳
所得税が還付になる方のみ必要
④本人確認書類
マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードと免許証など（申告者本人、扶養親族、専従者分も必要）
⑤医療費控除明細書
医療費控除がある方は、必ずご自身で計算してください
⑥持続化給付金や経営所得安定対策交付金などの通知書
事業所得がある方で、支払いを受けた方
⑦税務署の「令和５年分確定申告のお知らせ」はがき

町民課　賦課徴収係　☎86-6073